

※先生方に回覧してください！

料金後納郵便

ゆうメール

栃木県でともに働くみなさん、私たちは全栃木教職員組合（全教栃木）です。私たちを取り巻く状況について、お知らせしたいと思い、この文書を作成しました。感想や意見は下記組合へ電話、FAX、メールで届けてください。

## 学校に「変形労働時間制」はなじまない！



全日本教職員連盟（全日教連）  
8時間前・

自由民主党「文部科学部会」ヒアリング

9月4日(水)、事務局専従4名は、自由民主党政務調査会文部科学部会(部会長:赤池誠章参議院議員)に出席し、「教師の日」の制定や教師の魅力を高める政策の実現等について、意見を述べました。  
郡司隆文全日教連委員長は、「教師の日として検討されている9月4日は、学制発布の歴史的な日である。学校教育、教育行政の充実、発展に寄与してきた先人諸氏の努力に改めて思いを致すとともに、学びが当たり前に保障されている現在に感謝できる日となるとよい」と、参加された多くの国会議員の方々に説明しました。併せて、今秋の臨時国会に上程が予定される一年間の変形労働時間制導入に向けた法改正について、「長期休業中のまとまった休日の取得等は教職の魅力を高めることにつながる」と伝えました。  
部会の最後には、赤池誠章部会長と白須賀貴樹文部科学大臣政務官との間で、文部科学部会としての決議が手交されました。  
全日教連は、引き続きあらゆる機会を通じて、しっかりと全日教連の主張を発信していきます。

にもかかわらず、栃教協が加盟する全日教連は導入に賛成！みなさんは…

教職員の仕事は年間を通じてさまざまな行事等がございまして、また夏休みなど長期休業中も児童生徒は学校に登校しないとはいえ、研修や家庭訪問、教育相談、部活動等を行っておりまして、閑散期がある職業ではございません。本制度の導入につきましては、国も来年度、法改正を考えているようでございますので、今後の国の動きや情報を注視してまいりたいと考えております。

上記の発言は、昨年12月開催の佐野市議会での岩上日出男教育長のものです。岩上教育長も「閑散期がある職業ではございません」としているのに、全日教連は変形労働時間制導入を支持し、それを自由民主党と公明党に要請に行っているのです（左上のfacebook）。

変形労働時間制は、10時間の労働時間になることもあります。その時間は拘束される労働となり、会議等もこの時間に設定されることも考えられます。このような働き方は健康に悪影響を与えることは必至です。全日教連：栃教協会員のみなさん、それでも変形労働時間制導入を支持しますか？

## 教職員評価の昇給反映は、生涯賃金の大幅削減！

今年度の「教職員評価」から、勤勉手当に加えて昇給にも反映されることになりました。

	採用から13年 目まで	「優秀」と評価され、毎年5号昇給	「優秀」とされず、毎年4号昇給
減額される金額	1,837,630	2,240,634	4,396,879

全栃木教職員組合は「教職員評価」の賃金への反映には強く反対してきました。その理由として、教職員の「同僚性」を破壊することに加え、「CEART（ILO/ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会）勧告」にも反していると考えたからです。

昨年までの賃金体系は誰もが「特別昇給」の対象になり、教諭・養護教諭給料表の最高号給（2級157号給）に達することになっていましたが、昇給への反映を行うことになったため、この「特別昇給」は一部を除いて廃止されました。昇給への反映で賃金はどうなるか、県教委の示した案をもとに試算してみました。減額される金額（給料月額＋教職調整額＋地域手当＋期末勤勉手当4ヶ月分※現行は4.45月分。低く見積もっています）は上の表のようになりました。

この賃金削減にみなさんは納得できますか？採用13年までは、全員が現行支給額に比べて約183万円もの賃下げです。14年目から毎年「優秀」と判断されても、現行支給額を約220万円も下回ります。「優秀」とされなかったら、約440万の賃下げです。こんな「教職員評価」制度を私たちは断じて認めることはできません。この制度の廃止も見すえ、再考を県教委との交渉で強く要求していきます。

全栃木教職員組合（全教栃木） 全日本教職員組合（全教）に加盟しています。

〒321-0138 宇都宮市兵庫塚3丁目-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579

HP <http://tcgzenkyo.work> E-mail [info@tcgzenkyo.work](mailto:info@tcgzenkyo.work) 教え子を再び戦場に送らない

# 栃教協：栃木県教職員協議会に公開質問状を出しました

栃木県の公立小中学校で働く教職員のほとんどが、栃木県教職員協議会（栃教協）に加入しています。「働き方改革」が叫ばれる中、私たちは教職員の「過半数」を組織する栃教協に対し、以下のような公開質問状を送付しました。回答は「顧問弁護士と相談した結果、法的・道義的に回答する義務はない」とし、一切回答をいただけませんでした。

## 1. 過半数を組織している栃教協には法律上の権限がありますが、どのように行使されていますか？

職場の過半数を組織している労働組合（職員団体）には、法律で認められた権限があります。それは、

- ・事務職員等の時間外勤務について、**労働基準法第36条にもとづいて使用者（校長）と協定を結ぶ権限。**  
**※この協定無しに時間外労働を行わせると、労基法違反で処罰されます。**
- ・労働安全衛生法に基づいて、**労使対等の「衛生委員会」に半数の委員を選出できる権限。** 労使対等なので、職員会議のように校長の考えで決定はできません。  
これらの権限行使について、回答はありませんでした。

2. 貴団体も参加して策定された県の「学校における働き方改革推進プラン」は、文科省の示した「**月45時間、年360時間**」以内に**超過勤務を収める**としたガイドラインを超える「**月80時間以内**」の**超過勤務を容認**しています。貴団体として、**超過勤務時間について、どのように考え、また会議ではどのような発言をなされましたか。**
3. 「教職員評価の昇給反映」について、貴団体は栃木県高等学校教職員組合と連名で、県教委に対し「要望書」を提出されました。「要望書」の内容については、私たちも同感するところが多くありましたが、生涯賃金で考えると大幅な減額になっています。また、貴団体は教職員評価制度を「**誰もが納得する制度**」にしたいとお考えのようですが、**それは具体的にどのような制度か**お示してください。
4. 「**変形労働時間制**」の**学校への導入**についての**見解**をお聞かせください。
5. 貴団体は「**指導教諭**」の**導入**を求めています。教員間に「**指導・被指導**」の**関係を強めたり、同僚性を破壊する懸念はないか**、見解をお聞かせください。

栃木県教職員協議会に加入していらっしゃるみなさんに、私たちが提起した質問を、栃木県教職員協議会はきちんと説明しているのでしょうか？

地方公務員法第52条で認証された職員団体は「職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体」と定義されています。「働き方改革」が求められている今こそ、この目的を達成するために最大限の努力をすべきだし、その権限も上記のように認められているのです。その権限を十二分に発揮し、すべての会員の団結で、組織率に見合った働きやすい労働環境実現を私たちも大いに期待するものです。

## 全国の教職員の心温まる助け合いの全教総合共済に、ぜひ加入を！

全教総合共済は、月600円の掛金で、結婚（記念日も）や出産などの慶事祝金、ご不幸の時の見舞金を給付します。掛金は退職時に全額戻ります。

同封の資料を参照され、この機会に総合共済（その他の共済も）にぜひご加入ください。

## 長時間労働をなくし「せれせいをふやそう」キャンペーンにご協力ください！

私たちの長時間労働を解消するためには、教職員を大幅に増やすことが不可欠です。全栃木教職員組合は毎年、「ゆきとどいた教育を求める全国署名」に取り組んでいますが、今年度はこのキャンペーンによるネット署名が行われています。右のQRコードから署名にご協力ください。署名用紙も同封しています。こちらへの協力もお願いします。



栃木県でともに働くみなさんに、全栃木教職員組合への加入を心から訴えます！